

松監事第25号
令和6年8月20日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一
同 竹 本 祐 子
同 若 林 真 一

令和5年度経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月3日から令和6年8月19日まで

3 審査の内容

- (1) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき適正に作成されているか、などに主眼を置き、松本市監査基準に準拠して審査を実施しました。
- (2) 市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を受けました。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	(参考)経営健全化 基 準
	%	%	%
地域排水施設事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	—	20.0
奈川観光施設事業特別会計	—	—	20.0
松本城特別会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
上高地観光施設事業会計	—	—	20.0

※ 「—」は、資金不足額がないことを示します。

5 附帯意見

資金不足比率については、全ての公営企業会計において資金不足が生じておらず、該当なしとなっています。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行や、円安に伴うインバウンド需要の高まりなどによる影響で、経営状況が改善した会計がありました。一方で、今後、人口減少や原材料、燃料等の物価高騰、施設・設備の老朽化などによる影響が、経営状況に悪影響を及ぼす恐れもあるため、より一層の経営健全化に向けて、計画的な経営に努めてください。